

地域自治包括交付金の執行等取り扱い要領



朝 来 市

平成26年4月1日改訂

1. 地域自治包括交付金の目的

「自考・自行、共助・共創のまちづくり」の理念のもとに、地域の創意と工夫、判断と責任によって、地域の特性に応じた魅力ある地域協働のまちづくりを推進するために地域自治包括交付金を交付して、自治意識と連帯感を醸成し、安全、安心で暮らしやすい地域を形成していくことを目的とする。

- ・ 地域自治包括交付金を地域自治協議会に交付し、「地域の創意と工夫」、「地域の判断と責任」に基づいて、交付金を執行し、共助・共創の精神のもとに自立的、主体的な地域づくりを進めてもらう。
- ・ 自立的、主体的な地域自治協議会へと発展させていき、地域で出来る行政サービス(例:公民館講座の開催等)は極力、地域で行っていけるような「小さな役場」として、地域協働の基盤の確立を図る。
- ・ 12 の小学校区の各地域自治協議会が自らで考え、行動し、互いに刺激しあいながら、住み良い地域を形成することで、朝来市全体がいきいきとした元気なまちづくりをめざしていく。

2. 地域自治包括交付金対象団体

地域自治包括交付金の交付対象団体は、地域住民で組織する地域自治協議会

■地域自治包括交付金対象団体

朝来市の分権型社会システム検討懇話会の報告書で示された地域自治協議会で、下記の要件を具備するものとする。

- ・ 地域内の区(自治会)、各種団体、個人等で構成され、地域の総意が反映されていること(地域代表性)
- ・ 規約が整備されており、協議会の意思決定、役員選任、会計等が民主的で透明性をもった組織運営がされること(民主性・透明性・公正さ)
- ・ 地域内の誰でもが希望に応じて運営に参画できること(開放性)

3. 地域自治包括交付金の交付

市長は、地域自治協議会に包括交付金を交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する活動には交付しない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い又は信者を強化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進若しくは支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦若しくは支持し、又はこれらに反対する活動

4. 地域自治包括交付金の算定基準額

地域自治包括交付金は、下記の（１）～（３）の区分ごとに算出して得た額（千円未満切り捨て）の合算額とし、毎年度定める予算の範囲内とする。

（中学校区で一つの地域自治協議会を構成する場合は小学校区ごとの算定額を合計した額とする。小学校区は平成 20 年 4 月 1 日現在とする。）

（１）事務局運営額

地域自治協議会の円滑な運営を図るための専属の事務局員（地域マネージャー）を雇用する事務局運営費として、一小学校区あたり年額 2,800 千円を上限に交付する。ただし、年度中に事務局員を雇用していない月がある場合にはその月数を 12 で除した額を次年度において調整する。

（２）地域配分額

◇ 均等割額

地域自治包括交付金の予算総額から事務局運営額及び地域協働事業費総額を除く額（地域配分額）の 2 割を 12 で除した額

◇ 人口割額

地域配分額の 7 割を地域自治協議会を構成する人口割で算出した額

◇ 面積割額

地域配分額の 1 割を地域自治協議会を構成する地域の面積割で算出した額

（３）地域協働事業額

○花いっぱいのもちづくり事業

◇均等割額

花いっぱいのもちづくり事業額に定める額の 7 割を 12 で除した額

◇人口割額

花いっぱいのもちづくり事業額に定める額の 3 割を地域自治協議会を構成する人口割で算出した額

○地域環境保全事業

◇行政区数割額

地域自治協議会を構成する行政区数を単位に予算に定める額の範囲内で定めた額

○交通安全事業

◇行政区数割額

地域自治協議会を構成する行政区数を単位に予算に定める額の範囲内で定めた額

5. 地域自治包括交付金で取り組む事業内容

地域自治協議会は、地域の将来の姿（ビジョン）やそれを実現するための「地域まちづくり計画」を策定し、地域まちづくり計画に基づいた事業を行うとともに、その事業執行にあたっては、「地域の創意と工夫」、「地域の判断と責任」により地域自治包括交付金を執行する。そのためにも、地域まちづくり計画は、社会情勢や地域の状況、課題等変化に応じて、適正な時期に見直しを行うこととする。

【解説】

- ・ 地域まちづくり計画は、地域自治協議会設立後3年以内に策定する必要があります。（義務）
- ・ 「地域の判断と責任」とは、執行の責任は地域が負うこととなります。したがって、執行される行為に対して、地域で合意されたものであることが前提となり、説明責任や透明性・公開性が求められます。そのためには、地域で合意された地域のルールづくり（要綱など）も必要となってきます。
- ・ 例え、地域のルール（要綱など）に基づくものであっても、地域自治包括交付金は公金であることから、社会通念に照らし厳格な判断のもと、地域内外から理解が得られる執行が必要です。

(1) 協議会実施事業

◇ 対象事業

地域自治協議会（地域自治協議会を構成する支部、部会での実施事業も含む）が主催し、実施する下記の事業については、包括交付金により実施できるものとする。なお、県民交流広場事業（ソフト事業）と連携する事業については、県民交流広場事業財源と合わせて執行出来る。

- ・ 地域の創意と工夫による地域活性化事業
- ・ 地域の課題解決に向けた活動、事業
- ・ 地域まちづくり計画の策定事業
- ・ 県民交流広場事業と連携する事業
- ・ 他の地域自治協議会と連携し、共同で実施する事業等
- ・ その他、地域協働を推し進める事業
- ・ 地域自治協議会の活動拠点施設維持管理費、事務運営費等

◇ 具体的な事業例

- ・ 安全安心のまちづくりのための防犯活動
- ・ 協議会広報活動（会報紙の作成、HPの作成等）
- ・ 地域コミュニティの活性化事業の実施（運動会、文化祭、花づくり、伝統文化行事、地域イ

ベント等)

- ・ 地域福祉事業(ミニディ、給食サービス、高齢者見守り活動、地域サロン等)
- ・ 環境保全活動(不法投棄の見回り、地域内のクリーン作戦等)
- ・ 地域の人材育成事業(講座への派遣費、先進地の視察等)
- ・ 集落間の防犯灯電気代、設置工事費
- ・ コミュニティビジネスの調査研究、実施(但し、収益は地域還元すること)
- ・ 協議会の活動拠点施設維持管理費(施設使用料、水道光熱費、電話代、インターネット使用料、施設修繕費等)
- ・ 活動事務費(ボランティア保険料、通信費、事務用品、会議資料印刷、会議研修等旅費・費用弁償等経費)

【解説】

- ・ 地域まちづくり計画に沿った事業執行であれば、地域自治包括交付金のハード事業への適用も可能です。ただし、事務局運営や活動の為の備品購入及び活動拠点施設の整備については、県民交流広場事業の活用を優先すること。

(2) 地域づくり補助事業

■ 地域環境整備への事業(ハード事業)補助

◇ 対象事業

従来市で行ってきた地域づくり支援事業で下記の事業については、地域自治協議会で判断し、各区へ補助等を行い、実施することができるものとする。よって、下記の事業については、市での申請は受け付けない。

- ・ ゴミ集積施設整事業
- ・ 案内板整備事業
- ・ 掲示板整備事業
- ・ 水路等清掃整備事業
- ・ 除雪機具整備事業
- ・ 防犯施設整備事業
- ・ 防災資機材整備事業
- ・ 広場等整備事業
- ・ 緑化等整備事業
- ・ 分別集積施設整備事業

【解説】

- ・ 地域づくり補助対象事業のメニューは上記に掲げるもののほか、地域の実態に応じ地域の合意形成をもって、新たなものを追加することも可能です。

◇ 補助率等の要件

区が主体として行う事業に対して、協議会が補助を行い、補助の方法、補助率については、従来市で実施してきた補助要綱を参照しながら、地域の実態に応じた補助基準を設けて、協議会の判断と責任において行う。なお、区の自己負担額は10%以上を求める。

■ 地域団体等への活動（ソフト事業）補助

◇ 対象事業

当該協議会を構成する複数の区や各種団体等の地域団体が実施する事業で、地域自治協議会の活動趣旨に合致するものについては、地域の実態に応じた補助基準を設けて、その事業に対して補助できることとする。

◇ 補助率等の要件

補助対象団体には10%以上の自己財源の確保を求める。

【解説】

- ・ 地域の実情にあわせ、地域で合意された要綱に基づき補助を行なうこと。

■ 区コミュニティ活動補助

◇ 対象事業

地域自治協議会を構成する区に対して、地域の実態に応じた補助基準を設けて、区活動に補助できることとする。

◇ 補助率等の要件

区活動に対して、10%以上の区の自己財源の確保を求める。

【解説】

- ・ 平成21年度から市から区に対して交付していた区活動費補助金は廃止します。
- ・ 地域自治協議会ごとに、要綱を整備し、地域自治包括交付金の財源の中から地域自治協議会を構成する区の活動に対して補助金を交付することは可能です。

(3) 地域協働事業費

朝来市がまちづくりを進めていくうえで、従来、朝来市が直接執行していた事業の中で、地域が主体となり事業を進める方が地域にとって効果的、効率的に事業執行ができるものを地域協働事業として交付金を交付し、地域が主体となって事業執行する。

■ 花いっぱいのもちづくり事業

花づくり事業を通して、花と緑の美しい地域景観の創出や花づくり組織の育成を行うための経費として交付する。

協議会の自主財源や包括交付金の地域配分額を追加し事業執行することは可能とするが、交付額を下回る場合には、次年度交付金から未執行分の減額調整を行うものとする。

■ 地域環境保全事業

地域の景観と環境保全に資するための河川及び沿道等の除草又はごみ収集等の作業を行うための経費として交付する。

協議会の自主財源や包括交付金の地域配分額を追加し事業執行することは可能とするが、交付額を下回る場合には、次年度交付金から未執行分の減額調整を行うものとする。

■ 交通安全事業

地域の交通安全に資するための事業を行うための経費として交付する。

協議会の自主財源や包括交付金の地域配分額を追加し事業執行することは可能とするが、交付額を下回る場合には、次年度交付金から未執行分の減額調整を行うものとする。

【解説】

- ・ 地域協働事業費は、目的以外での執行は認められません。
- ・ 地域内の区及び各種団体等へ補助金を交付し、事業を執行することは認められません。
- ・ 花いっぱいのもちづくり事業は、花づくり事業に必要な諸経費（肥料、土、花苗、資機材など）に充てることができますが、地域内に景観形成拠点箇所を整備するなど、地域内で話し合い、効果的に花づくり事業が展開できるようにしましょう。
- ・ 地域環境保全事業は、地域の景観と環境保全に資するための諸経費に充てることができ、執行方法は地域で決めていただきますが、決算時に、地域環境保全事業費を充当した額とその内容が明確になるようにしなければなりません。
- ・ 交通安全事業は、地域の交通安全に資するための諸経費に充てることができ、執行方法は地域で決めていただきますが、決算時に、交通安全事業費を充当した額とその内容が明確になるようにしなければなりません。

(4) 事務局運営費

■ 事務局員雇用賃金

地域自治協議会の円滑な運営を図るために地域自治協議会に事務局員(地域マネージャー)を必ず配置し、雇用する経費として、一小学区あたり 2,800 千円を上限に交付する。

事務局員(地域マネージャー)は必ず配置し、地域の実情に応じて、事務局職員雇用経費として協議会の自主財源又は地域自治包括交付金(地域配分費)を追加することを可能とする。また、雇用人数は、地域の実情に応じて地域で決定する。なお、雇用する経費が当該年度交付した額を下回る場合には、次年度交付金から未執行分の減額調整を行うものとする。

【解説】

- ・ 事務局員雇用経費は、事務局職員の賃金、雇用保険料及び労災保険料のみとし、役員報酬、費用弁償、自動車借上げ料や旅費などは該当しません。(活動費からの執行は可能です。)
- ・ 事務局運営費は、事務局員雇用経費以外での執行は認められません。
- ・ 地域自治協議会は事務局員を直接雇用すること。(シルバー人材センターや人材派遣会社などの派遣任用は認められません)
- ・ 実際の事務局員雇用経費が事務局運営額を超える場合は、地域配分額から支払い(充当)しても良い。
- ・ 事務局員の雇用人数は、事務局が担う役割を十分に考慮し、地域の実情により決定する。

■ 事務局員(地域マネージャー)の業務内容等

地域マネージャーの業務内容の事例は次のようなことです。

① 地域自治協議会の運営にかかる事務全般

- ・ 協議会の会議に関する事務(案内、資料、記録等、役員との調整事務等)
- ・ 協議会の会計に関する事務(協議会予算・決算事務等)
- ・ 包括交付金を活用した地域づくり補助事業(防犯灯、案内看板など)の区からの申請受付、現地踏査、市関係課との調整、採択に向けた事務処理及び各事業決算状況の把握に関する事務
- ・ 地域まちづくり計画に沿った事業推進

② 県民交流広場事業等の事業申請、報告等事務

③ 地域自治協議会を構成する区、団体との連携等

- ・ 地域自治協議会を構成する区、団体相互の連携
- ・ 地域自治協議会を構成する区、団体の補完

- ④地域自治協議会を構成する団体の事務局事務
 - ・ 地区区長会、各種団体等に関する事務の支援
- ⑤市の地域協働窓口との連絡調整事務
 - ・ 包括交付金の申請、実績報告等事務
 - ・ 地域支援職員との連絡・調整に関する業務
- ⑥地域生涯学習に関する事務
- ⑦その他、協議会領域にかかる地域活性化等事務全般

【解説】

- ・ 地域自治協議会を地域協働の基盤として確立させていくために、事務局員は、上記の業務の全てを一気に担ってもらうことではないが、順次積極的に習得するようにつとめるものとし、事務局に地域コーディネート機能、地域プロデュース機能を有するようにする。

■ 地域マネージャーの雇用契約（例）

- ・ 契約期間：1年契約（更新も可能）とする。4月1日～翌年3月31日（年度途中の場合は、年度途中から3月31日まで）
- ・ 雇用通知書様式：別添（案）のとおり
- ・ 就業時間：基本は、1日8時間、4日（週32時間）勤務とする。（フレックスタイム等の導入も地域自治協議会の判断による）
- ・ 賃金：月140,000円（1日8時間、週4日勤務の場合）
- ・ 通勤手当：賃金に含みます。
- ・ 社会保険等：雇用保険等については、地域自治協議会で加入する。

■ 労働保険、源泉徴収関係

地域自治協議会で雇用する事務局員を置くことに伴い、次のような事業所として各種の事務手続き等が必要となります。

①労働保険関係

◇ 雇用保険料

事業所の規模に関係なく、事務局員の雇用に伴い雇用保険に加入する必要があります。雇用保険加入に係る手続きや保険料等についての問合せは、公共職業安定所（ハローワーク）になります。

◇ 労災保険料

事業所の規模に関係なく事務局員の雇用に伴い労災保険に加入する必要があります。労災保険加入に係る手続きや保険料等についての問合せは、公共職業安定所（ハローワーク）になります。

②労務管理

◇ 雇用契約

地域自治協議会に事務局員を雇用すると事業主と労働者としての要件、事項が発生し、どのような条件で働くかの約束（雇用契約）を結ぶ必要があります。（①労働契約の期間、②就業の場所・従事する業務、③労働時間に関する事項、④賃金の決定・計算・支払方法・支払時期、⑤退職に関する事項等を書面で明示する）

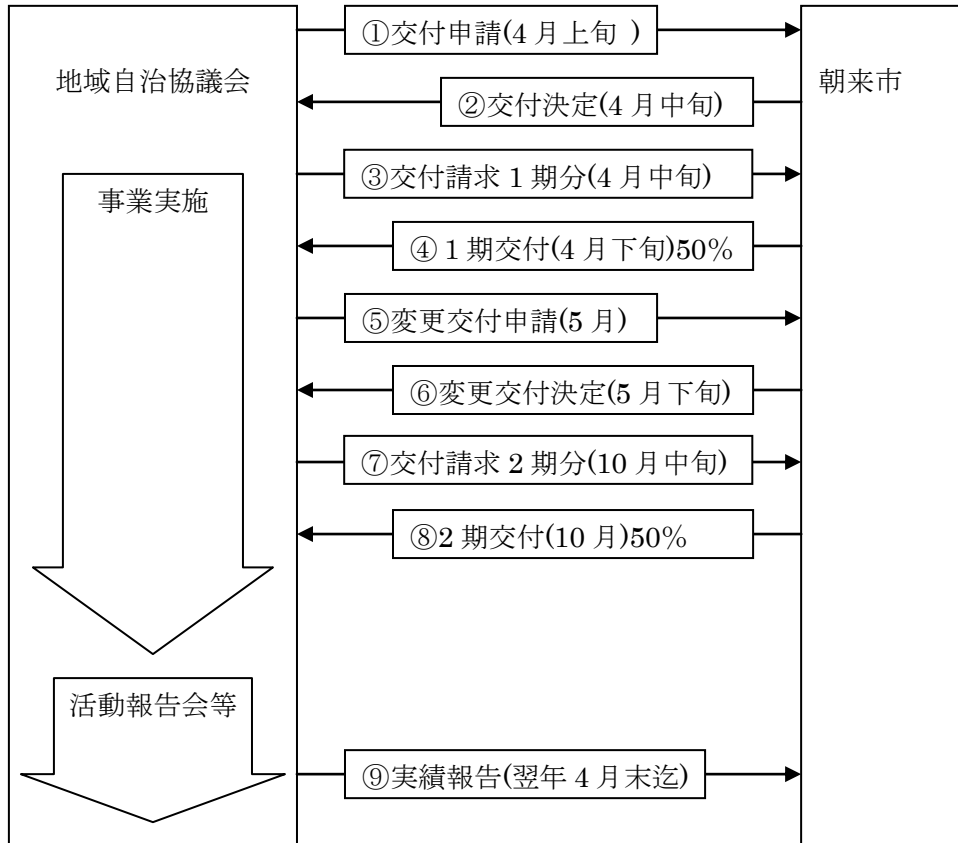
③源泉徴収関係

地域自治協議会に事務局員を雇用し、給与を支払うと源泉徴収義務者となります。源泉徴収税額表に基づいて、源泉徴収する必要があります。

※上記の事項について、詳しくは関係機関に確認して下さい。

6. 包括交付金申請等の流れ

地域自治包括交付金交付要綱（別途作成）に基づいて、下記の手続きを経て、交付し、実績報告をもらう。



7. 包括交付金の留意事項等

【会計年度】

- ・ 協議会に交付する包括交付金の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

【交付回数】

- ・ 包括交付金は、毎年度 4 月（1 期）、10 月（2 期）の 2 回に分けて、協議会に交付する。

【繰越事業】

- ・ 当該年度の決算において余剰金が生じたときは、市長と協議して当該年度に交付された包括交付金の 25 パーセント以内の額を、翌年度に繰越しできるものとする。

【積立金の造成】

- ・ 協議会は、後年度において実施する事業の財源を計画的に確保するため市長と協議して積立金を設けることができる。

【積立額】

- ・ 協議会が積立できる単年度の額は、当該年度に交付された包括交付金の25%以内の額とする。(基金を利用して後年度に実施する事業の明確化が必要です。)

【交付金返還等】

- ・ 協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、返還または、翌年度で減額調整することができる。
 - (1) 包括交付金を協議会の活動以外の用途に使用したとき。
 - (2) 包括交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
 - (3) 詐欺その他不正の行為により交付金の交付を受けたとき。

【関係書類の保存】

- ・ 包括交付金の使途等を示した決算書、関係書類等は、各地域自治協議会において10年間(朝来市文書管理規程に準じる)の保管義務を負う。

【交付金の充当】

- ・ 国、県、財団等の補助をもらって行う事業でも包括交付金の趣旨に合致する事業であれば、包括交付金を自主財源として充当出来るものとする。
(※但し、国、県、財団等が包括交付金を自主財源と認めない場合もあるので注意のこと。)

【公開、説明責任】

- ・ 包括交付金は、地域自治協議会の主体的な判断に基づいて、地域の実情に照らしながら使途を決定するが、その使途明細については、市民に広く公開されることを前提とする。
- ・ 包括交付金の使途については、実績報告書並びに地域自治協議会の総会資料を提出して、広く市民に対して説明責任を負うこととする。また、各地域自治協議会の情報交換と協議会活動を市民に広く周知するために活動報告会を年に1度は開催して、包括交付金の使途内容、活動成果等を行い、公開性を高める。

【地域まちづくり計画の策定】

- ・ 地域自治協議会が地域協働を推進する先導的な団体として、より公共性を高めた計画的な地域づくりを進めていくために地域まちづくり計画を策定し、その計画に基づいた事業執行を進めていくものとする。
- ・ 地域まちづくり計画の策定にあたっては、市の総合計画の理念等のまち

- づくりの方向性と整合させながら策定するものとする。
- ・ 地域まちづくり計画は、社会情勢や地域の状況、課題等変化に応じて、適正な時期に見直しを行うこととする。

【見直し】

- ・ これら包括交付金の交付要綱等については、各協議会の事業の執行状況を見極め、検証しながら、逐次見直しを図っていくこととする。

9. 協議会内での地域づくり支援事業地域環境整備への事業の審査方法（案）

- ・ 年度当初に区からの要望を受け付け、申請内容等を協議会運営委員会で把握して、区の実態を互いに認識しあう。そして、申請場所の現地視察をし、区の実情、現場の状況、市関係課等の調整等を確認して補助内容、優先順位等を判断していく。
- ・ 地域のまちづくり目標を定めた地域まちづくり計画を策定して、地域まちづくり計画に計上された事業を優先していくということも考えられる。
- ・ また、地域内の区数、人口等をもとに事前に各区への配分枠を提示してから、各区からの申請を受け付けていくということも考えられる。

